

国会公契第 3 1 号
国官技第 3 7 5 号
令和 6 年 3 月 6 日

各地方整備局
総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局
事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

週休 2 日交替制適用工事の試行について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休 2 日交替制モデル工事の試行について」（令和 4 年 3 月 31 日付け国会公契第 57 号、国官技第 370 号）により、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休 2 日交替制モデル工事」を行っているところであるが、週休 2 日交替制モデル工事の取組状況等を踏まえ、令和 6 年度以降に発注する週休 2 日交替制適用工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日交替制

- ①月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。
- ②通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を原則とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日交替制に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日交替制は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日交替制は必須）

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1. 04
- ・ 現場管理費率 1. 03

【通期の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1. 02
- ・ 現場管理費率 1. 01

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記するとともに、月単位の週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じ、たうえて予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日交替制又は通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日交替制の取組について協議することを明記するとともに、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは通期の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う「週休 2 日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「週休 2 日交替制モデル工事の試行について」（令和 4 年 3 月 31 日付け国会公契第 57 号、国官技第 370 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。